

報道関係者各位

令和4年3月14日（月）  
三重労働局 松阪公共職業安定所  
所長 草野 貴伸  
求人専門援助部門  
統括職業指導官 西山 隆明  
雇用指導官 小阪 明日香  
（電話）0598-51-0860  
部門コード 31#

## 障害者雇用に取り組む優良な中小事業主を認定 ～株式会社 NAKAGAWA～

三重労働局（局長 西田 和史）は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定企業として、株式会社 NAKAGAWA（代表取締役 中川 文夫）を認定しました。



受賞事業主への通知書交付式は以下のとおり行います。

### 認定通知書交付式

- 日時：令和4年3月17日（木） 15:00から
- 場所：三重労働局 3階 局長室
- 認定企業：株式会社 NAKAGAWA  
松阪市岡本町182-2

### 「もにす認定」制度

厚生労働省は、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称 もにす認定制度）」を創設、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

この認定制度を通じて、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されることにより、自社の商品・サービス・広告などに認定マークを表示することができ、三重労働局ホームページへの掲載、ハローワーク窓口での周知など、広く周知広報の対象となるなどのメリットがあります

※ 取材にお越しいただく際は、上記あてご一報いただくと幸いです。